

会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第45号

会計規則の一部を改正する規則

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第31条 知事は、政令第158条第1項の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託者は、前項の規定により歳入金の払込みをしたときは、<u>直ちに</u>その状況を示す計算書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>(歳入の徴収又は収納の事務の委託)</p> <p>第31条 知事は、政令第158条第1項又は第158条の2第1項の規定に基づき歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託したときは、その者の住所、氏名又は名称及び委託の内容を指定金融機関に通知しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 受託者は、前項の規定により歳入金の払込みをしたときは、その状況を示す計算書を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>第31条の2 政令第158条の2第1項の規則で定める歳入は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号）第27条第2項及び第32条第3項並びに県営特定公共賃貸住宅等条例（平成9年岩手県条例第76号）第25条第2項の規定による損害賠償金</u></p> <p><u>(2) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項の規定による児童扶養手当に係る不当利得による返還金</u></p> <p>2 政令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p><u>(1) 普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納の事務について実績を有すること。</u></p> <p><u>(2) 経営状況及び財務状況が良好であること。</u></p> <p><u>(3) 収納した現金を遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができ、かつ、その収納の状況を正確に記録し、遅滞なく知事に報告をすることができる技術的な基礎を有すること。</u></p>
<p>(会計管理者、審査指導監である出納員及び東京事務所等の出納員の備付帳票)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前2項に掲げる帳票が磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するもの（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて紙その他これに類するものに印字する方法により出力することがで</u></p>	<p>(会計管理者、審査指導監である出納員及び東京事務所等の出納員の備付帳票)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 [略]</p>

きるときは、当該磁気ディスク等の備付けをもって帳票の備付けに代えることができる。

(会計管理者、審査指導監である出納員及び東京事務所等の出納員の備付帳票)

第77条 [略]

2 [略]

3 前2項に掲げる帳票が磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて紙その他これに類するものに印字する方法により出力することができるときは、当該磁気ディスク等の備付けをもって帳票の備付けに代えることができる。

(検査調書の作成)

第116条 [略]

2 検査員は、第110条第1項の規定に基づき契約書が省略された場合(同条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書面を徴した場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該契約に係る決裁書に当該検査員の検査済の表示をし、認印を押すことにより、検査に関する調書に代えることができる。

(会計管理者等の備付帳票)

第127条 [略]

2・3 [略]

4 前3項に掲げる帳票が磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて紙その他これに類するものに印字する方法により出力することができるときは、当該磁気ディスク等の備付けをもって帳票の備付けに代えることができる。

(出納員の備付帳票)

第201条 [略]

2 前項に掲げる帳票が磁気ディスク等に記録され、必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて紙その他これに類するものに印字する方法により出力することができるときは、当該磁気ディスク等の備付けをもって帳票の備付けに代えることができる。

(会計管理者、審査指導監である出納員及び東京事務所等の出納員の備付帳票)

第77条 [略]

2 [略]

(検査調書の作成)

第116条 [略]

2 検査員は、第110条第1項の規定に基づき契約書が省略された場合(同条第2項の規定により、請書その他これに準ずる書面を徴した場合を除く。)は、前項の規定にかかわらず、当該契約に係る決裁書に当該検査員が記名及び検査済の表示をすることにより、検査に関する調書に代えることができる。

(会計管理者等の備付帳票)

第127条 [略]

2・3 [略]

(出納員の備付帳票)

第201条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 岩手県県税条例施行規則(令和3年岩手県規則第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>(県税の収納の事務の委託の基準)</u>	

第10条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の

第10条 削除

2第1項の規則で定める基準（同項第1号に係るものに限る。）は、次のとおりとする。

（1）普通地方公共団体の公金又は電気料、ガス料、電信電話料等の収納の事務について実績を有すること。

（2）経営状況及び財務状況が良好であること。

（3）収納した現金を遅滞なく指定金融機関に払い込むことができ、かつ、その収納の状況を電磁的記録として正確に記録し、県の使用に係る電子計算機と県税の収納の事務を受託した者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により遅滞なく知事に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有すること。

備考 改正部分は、下線の部分である。